○東北地方整備局告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　秋田都市計画道路事業三・四・二十九号秋田環状線

三　事業施行期間　自平成二十九年二月二十三日至平成三十一年三月二十九日

四　事業地

収用の部分　秋田県秋田市保戸野すわ町地内

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　横手都市計画道路事業三・四・百七号八幡根岸線

三　事業施行期間　自平成二十九年二月二十三日至平成三十六年三月二十九日

四　事業地

収用の部分　秋田県横手市本町及び根岸町地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年北陸地方整備局告示第二十八号長岡都市計画道路事業三・四・四十三号槇山町亀貝線

三　事業施行期間　自平成十八年十一月七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年十一月二十一日中部地方整備局告示第百九十八号可児都市計画道路事業三・四・二十六号広見宮前線

三　事業施行期間　自平成二十四年十一月二十一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防衛省の情報公開、公文書管理のあり方に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

衆議院予算委員会における金田法務大臣の答弁に関する質問主意書（階猛提出）

児童扶養手当の現況届の提出の見直しに関する質問主意書（西村智奈美提出）

南スーダン国連平和維持活動派遣部隊の日報の情報公開・公文書管理問題に関する質問主意書（西村智奈美提出）

答弁書受領

二月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員近藤昭一提出オスプレイの横田基地配備および木更津駐屯地の定期機体整備等その他オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野総一郎提出「元号」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出内閣が提出検討中の法律案の性質に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信提出組織犯罪処罰法改正案の提出を目論む政府の真意と同法案の危うさに関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛提出ＵＮＭＩＳＳと南スーダン政府軍の戦闘事態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛提出安全保障理事会の対南スーダン武器禁輸決議案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出面会交流支援事業の対象者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出沖縄県における日本国憲法の適用開始の時点に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出安倍総理とトランプ大統領のゴルフプレーに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出安倍総理がアメリカのＴＰＰ離脱を追認したことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出就籍ならざる無戸籍者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出公文書であるＰＫＯ活動の日々報告の管理状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出入れ墨がある人の公衆浴場での入浴に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出奨学金等を通じた教育の機会均等の実現に関する質問に対する答弁書

参議院

答弁書受領

二月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三提出手紙の書き方等についての教育に関する質問に対する答弁書（第二六号）

人事異動

内閣

国務大臣秘書官　松本　哲也

願に依り本官を免ずる（二月十六日）

山門　貢

国務大臣秘書官に任命する

鶴保国務大臣附を命ずる（二月十七日）

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

米山　正明

簡易裁判所判事に任命する（以上二月十八日）

（大臣官房審議官）財務事務官　堀江　宏之

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会日本政府代表代理を命ずる

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第二十条による合同会議日本政府代表代理を命ずる

（大阪地方裁判所判事兼大阪家庭裁判所判事・岸和田簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　下野　恭裕

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上二月二十一日）